

裁 決 書

審査請求人

審査請求人

平成20年4月22日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項ないし第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、平成19年5月分から平成20年2月分の住宅扶助に係る請求を却下し、障害者加算に係る請求を棄却し、[REDACTED]が平成20年2月20日付け及び同年3月24日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更決定処分は、これを取り消す。

事 実

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、平成20年2月20日及び同年3月24日、審査請求人[REDACTED]（以下「請求人甲」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により、生活保護変更決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人甲及び審査請求人[REDACTED]（以下「請求人乙」という。）は、原処分を不服として、平成20年4月22日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人甲及び請求人乙（以下「請求人ら」という。）は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張していると解される。

- 1 平成19年5月1日から住宅扶助が打ち切られたままになっていることが不服である。
- 2 障害者加算が含まれていないことが不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

[REDACTED]

2 判断

(1) 請求の要旨1について

ア 法の規定等について

法第14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うこととされ、その範囲として「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と規定している。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4の(1)のアでは、被保護者が居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合、家賃を認定することとされている。

イ 処分庁の主張について

原処分を行った理由について、処分庁は、平成20年7月2日付け弁明書で次のとおり主張する。

請求人甲の■が所有する住居について、請求人に住宅扶助を適用すると、実質的に生活保護費が■のローン返済に充てられ、結果として被保護者に何の援助もしない扶養義務者の資産形成を助長することとなる。特別な事情がない限り、扶養義務者の所有する住居に居住する被保護者に対して住宅扶助を支給することは適切ではなく、請求人についても住宅扶助を支給すべきでない。

ウ 原処分について

処分庁から提出を受けた資料（以下「資料」という。）によると、原処分時、請求人らは■が所有する住居を借りて住んでいることが認められ、家賃として■に支払っている額は、不明確であるが■あるいは■のいずれかである。また、前記1の(4)のとおり、処分庁は、転居後の住居を、家賃を設定した場合でも基準額（■）内であると認識している。

住宅扶助の認定については前記アのとおり規定されており、そして法令等には、被保護者が家賃を支払って居住している住居の所有者が扶養義務者である場合には住宅扶助を認

定しないという趣旨の規定はない。

処分庁は、扶養義務者の所有する住居を借りて居住する被保護者に対して住宅扶助を支給することは適切ではないと主張するが、請求人らは、[]に家賃を支払っている事実、[]が家賃分を[]からの仕送りとみることを明確に否定している事実が認められ、法令等の規定に照らし、住宅扶助が認定されるべきものといわざるを得ない。

以上のことから、実際に家賃として支払っている額を住宅扶助として認定していない点において原処分は取消しを免れない。

エ 法第14条第1項は、「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

本件についてみると、審査請求が提起されたのは平成20年4月22日であるから、同年2月21日以前に請求人に通知された保護変更決定処分については、審査請求期間を徒過していることは明らかである。また、資料によると、平成19年5月以降、請求人は、[]の職員と、複数回、面接又は電話での会話を行っていることなどから、請求人が法第14条第1項ただし書の「やむを得ない理由」に該当する状態にあったとは認められない。

したがって、平成19年5月分から平成20年2月分の住宅扶助に係る請求については、不適法である。

(2) 請求の要旨2について

ア 平成20年度の「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。

以下「保護基準」という。)別表第1第2章の4の(2)では、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級ないし3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級又は2級のいずれかに該当する障害のある者は、障害者加算の対象とされている。

イ 障害者加算の額は、保護基準別表第1第2章の4の(1)で、[](1級地)で在宅の被保護者が身体障害者障害程度等級表の[]級又は[]級に該当する場合、[]とされている。なお、当該加算額は平成19年度も同額である。

また、加算の認定時期については、月の途中で新たに障害者加算を認定すべき事由が生じたときは、その事由の生じた翌月から認定を行うこととされている(平成20年度の「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2の(2)のエ(ウ))。なお、この取扱い平成19年度においても同様である。

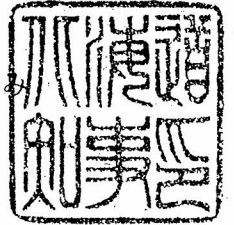
ウ 本件についてみると、処分庁が、請求人の届出(前記1の(3))に基づき、平成19年4月から障害者加算[]を認定し(前記1の(5))、原処分においても同額

が認定されていると認められる（前記1の(7)及び(8)）。

したがって、障害者加算が支給されていないとする請求人の主張には理由がない。
よって、主文のとおり裁決する。

平成22年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

